

港湾の設置及び管理等に関する条例（平成26年4月1日改正施行予定版）

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 港湾の設置及び管理（第2条～第17条）
- 第3章 指定管理者（第18条～第27条）
- 第4章 雑則（第28条）
- 第5章 罰則（第29条～第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、港湾の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 港湾の設置及び管理

（設置）

第2条 港湾を次のとおり設置する。

名称	位置
湘南港	藤沢市江の島1丁目地先
葉山港	三浦郡葉山町堀内地先
大磯港	中郡大磯町大磯地先
真鶴港	足柄下郡真鶴町真鶴地先

（行為の制限）

第3条 港湾においては、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4号及び第6号から第8号までに掲げる行為については、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 港湾の施設を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (2) じんあい、汚物その他衛生上有害と認められる物を投棄し、又は放置すること。
- (3) 自動車、牛車、馬車その他の車両又は牛、馬その他の畜類を放置すること。
- (4) 物品を加工し、又は販売すること。
- (5) 港湾の施設の保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げること。
- (6) 貨物を停滞させること。
- (7) けい留施設にいかだその他の物件をけい留すること。
- (8) けい留施設において、有毒物、爆発物その他の危険物又はじんあい、汚物その他衛生上有害と認められる物の荷役をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、港湾の機能を妨げる行為をすること。

2 知事は、前項ただし書の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が港湾の施設の保全又は利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

3 知事は、第1項ただし書の規定による許可に港湾の施設の保全又は利用上必要な条件を付することができる。

（利用の承認）

第4条 次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設（これに附属する設備を含む。以下同じ。）のいずれかを利用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）（第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウにあつては、知事。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設の利用については、この限りでない。

- (1) 湘南港
 - ア 本船岸壁
 - イ 南物揚場、中央物揚場、北物揚場及び浮棧橋

- ウ 船舶保管地
- エ 漁船物揚場及び漁船船揚場
- オ 臨港道路附属駐車場
- カ 船舶給水施設
- キ 固定式荷役機械

(2) 葉山港

- ア 西物揚場、西中央物揚場、西船揚場、本港浮棧橋及び新港浮棧橋
- イ 東物揚場、東中央物揚場及び東船揚場
- ウ 南物揚場
- エ 船舶保管地
- オ 臨港道路附属駐車場
- カ 港湾管理事務所
- キ 固定式荷役機械

(3) 大磯港

- ア 西岸壁、中央岸壁、東岸壁、漁船物揚場及び漁船船揚場
- イ 西荷さばき地及び漁船荷さばき地
- ウ 臨港道路附属駐車場
- エ 船舶給水施設

(4) 真鶴港

- ア 南物揚場及び北物揚場
- イ 第一物揚場、第二物揚場、第三物揚場、第四物揚場、第五物揚場、第六物揚場、南船揚場及び北船揚場
- ウ 南荷さばき地及び西荷さばき地
- エ 船舶修理施設

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 港湾の施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他利用させることが港湾の管理上支障があると認められるとき。

(専用利用の承認)

第5条 港湾の施設に構築物を設け、又は区域を画して一定の期間独占的にこれを利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、その申請に係る事項が、港湾の開発若しくは利用に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき又は港湾の風致を著しく害するおそれがあるときは、これを承認してはならない。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

3 第3条第3項の規定は、第1項の承認を行なう場合について準用する。

(許可等の特例)

第6条 国又は地方公共団体が第3条第1項ただし書の規定による行為又は前条第1項の規定による利用（以下「専用利用」という。）をしようとするときは、あらかじめ知事に協議することをもつて足りる。

2 次の各号に掲げる船舶又は車両を運行する者が、船舶給水施設以外の港湾の施設を利用する場合においては、第4条第1項の規定による承認を受けることを要しない。ただし、第5号及び第6号に掲げるものにあつては、その開催に伴う利用について、あらかじめ知事の同意を得たものに限る。

- (1) 犯罪捜査、警備その他警察の用務に従事する船舶又は車両
- (2) 災害救助、水防、消防又は防疫の用務に従事する船舶又は車両
- (3) 海難を避けようとする船舶
- (4) 運転の自由を失つた船舶
- (5) 国際的競技会又は国若しくは地方公共団体が主催する競技会に参加する船舶又はその練習を行なう船舶
- (6) 祭礼その他地方的慣行の催し物に参加する船舶

3 専ら漁業に従事する船舶を運行する者が、次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設を専ら漁業のために利用する場合においては、第4条第1項の規定による承認を受けることを要しない。

- (1) 湘南港 漁船物揚場及び漁船船揚場
- (2) 葉山港 東物揚場、東中央物揚場及び船揚場
- (3) 大磯港 漁船物揚場、漁船船揚場及び漁船荷さばき地
- (4) 真鶴港 南物揚場、第一物揚場、第三物揚場、第六物揚場、南船揚場、北船揚場及び船舶修理施設

(利用の期間)

第7条 第4条第1項の規定による利用の期間は1箇年以内とし、第5条第1項の規定による専用利用の期間は5箇年以内とする。

(遵守事項)

第8条 港湾の施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 船舶又は車両の修理のための用具又は資材その他の物件を放置しないこと。
- (2) 港湾の施設又は他の船舶若しくは車両に損傷を与えたときは、すみやかに知事に届け出ること。
- (3) けい留施設及び他の船舶に衝撃を与えないよう適当な防げん具を使用すること。
- (4) 投げように当つては、他のびよう鎖と交さしないように投げようすること。
- (5) 荷役等を終わつたときは、すみやかに船舶を離岸させ、又は転けいすること。
- (6) 火災その他により他に危害を及ぼすおそれのある事態が生じたときは、すみやかに離岸その他の適当な処置をとること。
- (7) 天候不穏のおそれがあるときは、いつでも避難できるように準備すること。
- (8) 有毒物又は爆発物その他の危険物を積載して臨港道路付属駐車場に駐車しないこと。
- (9) 臨港道路付属駐車場において火気を使用しないこと。

(承認に基づく地位の承継)

第9条 相続人、合併又は分割により設立された法人その他の第4条第1項又は第5条第1項の規定による承認を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、第4条第1項の承認に係る船舶又は第5条第1項の承認に係る事業を承継した法人に限る。）は、被承継人が有していた承認に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を知事（第4条第1項各号（同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウを除く。）に掲げる施設における同項の承認に基づく地位の承継にあつては、指定管理者）に届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第10条 第4条第1項又は第5条第1項の規定による承認に基づく権利は、知事（第4条第1項各号（同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウを除く。）に掲げる施設における同項の承認に基づく権利にあつては、指定管理者）の承認がなければ、譲渡することができない。

2 前項の規定により承認に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた承認に基づく地位を承継する。

(利用料、使用料及び占用料等の徴収)

第11条 第4条第1項の規定による利用又は第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けた者から別表第1に定める額の利用料を徴収する。

2 地方自治法第238条の4第7項の規定による港湾の施設の使用については、前項中第5条第1項の規定による専用利用の利用料の例により使用料を徴収する。

3 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第37条第1項の規定による許可（同項第1号又は第2号に該当するものに限る。）を受けた者から、別表第2に定める額の占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。

4 第1項に規定する利用料の額及び前項に規定する占用料等の額の変更については、あらかじめ神奈川県港湾審議会の意見を聴くものとする。

(利用料等の減免)

第12条 次に掲げる船舶、車両又は貨物については、船舶給水施設以外の施設の利用についての利用

料を免除する。

- (1) 法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶
 - (2) 港湾に係る公務のための船舶、車両又は貨物
 - (3) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための船舶、車両又は貨物
 - (4) その他知事が特に認める船舶、車両又は貨物
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用料を減免することができる。
- (1) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のため港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (2) 港湾の機能を助長する施設として知事が特に認める構築物の設置のため港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (3) 地元漁業協同組合又はその組合員が漁業上欠くことのできない用途にあてるため、主として漁業の用に供する目的で設置された港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (4) 知事が指示する行為を行なうため、港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (5) 地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき。
 - (6) その他知事が特に認める船舶又は車両により港湾の施設を利用するとき。
- 3 知事は、次の各号に掲げる場合で特に必要と認めるときは、占用料等を減免することができる。
- (1) 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事を行うとき。
 - (2) 営利を目的としない公益事業を行うとき。
 - (3) 漁業上欠くことのできない行為を行うとき。
 - (4) 知事が指定する行為を行うとき。

(利用料等の不還付)

第13条 既に徴収した利用料及び占用料等は、還付しない。ただし、知事が災害その他特別の事情により利用、占用又は採取することができないと認めるときは、この限りでない。

(入出港の届出)

第14条 船舶が入港したとき又は出港しようとするときは、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。

- (1) 総トン数5トン未満の船舶
- (2) 第6条第2項各号に掲げる船舶
- (3) もつばら漁業に従事する船舶

(けい留場所等の指示及び変更)

第15条 知事は、港湾の施設の利用上必要と認めるときは、船舶のけい留場所、車両の駐車場所若しくは貨物の滞留場所を指示し、又はその変更を命ずることができる。

(港湾の施設の利用の禁止又は制限)

第16条 知事は、港湾の保全、開発又は利用上特に必要があると認めるときは、港湾の施設の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第27条第1項に規定するものを除き、その許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件若しくは指示を変更し、又は利用その他の行為の中止、構築物の改築若しくは除去、利用その他の行為により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る構築物を譲り受けた者又はこれらの者から賃貸借その他により当該違反に係る構築物を使用する権利を取得した者
- (2) この条例の規定による許可若しくは承認に付した条件又は指示に違反した者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、港湾の施設を利用する者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 利用その他の行為につき、又はこれに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定により行

政庁の許可、認可その他の処分を受けたことを必要とする場合において、これらの処分を受け
ることができなかつたとき又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

- (2) 利用その他の行為又はこれに係る事業の全部若しくは一部の廃止があつたとき。
- (3) 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動等により港湾の施設の状況が変化したことによ
つて、利用その他の行為が港湾の施設の保全又は利用上著しい支障を生ずることになつたとき。
- (4) 港湾の施設に関する工事のため必要があるとき。
- (5) 公益上特に必要があるとき。

第3章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第18条 次の表の左欄に掲げる港湾の施設の管理に関する業務のうち、同表の当該右欄に掲げる業務
(以下「指定管理業務」という。)は、指定管理者に行わせるものとする。

港湾	業務
湘南港	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設(法第2条第5項第4号に規定する道路及び橋りょう並びに法第39条の 規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。)の維持管理に関する 業務 2 第4条、第9条(第4条第1項第1号イ、ウ、オ、カ及びキに掲げる施設における 同項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項第1号イ、ウ、オ、カ及び キに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 その他湘南港の円滑な利用の確保に関する業務
葉山港	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設(法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除 く。)の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項第2号ア、エ、オ、カ及びキに掲げる施設における 同項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項第2号ア、エ、オ、カ及び キに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 その他葉山港の円滑な利用の確保に関する業務
大磯港	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1 項の承認に係るものに限る。)、第14条及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務 5 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者 その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務 6 その他大磯港の円滑な利用の確保に関する業務
真鶴港	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1 項の承認に係るものに限る。)、第14条及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務 5 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者 その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務 6 その他真鶴港の円滑な利用の確保に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第19条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)の
名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知
事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、登記事項証明書

- (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第20条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準（第5号に掲げる基準にあつては、湘南港及び葉山港を除く。）により港湾の施設の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人等であること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 港湾の施設の運営を公正かつ中立に行うことができること。
- (5) 港湾の施設の利用に関する秩序の維持及び漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等を十全に行う能力がある公共団体であること。
- (6) 津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事の指示に従い、適切に対応する体制を確保できること。
- (7) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (8) 安定した経営基盤を有していること。
- (9) 第23条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

(指定管理者の指定の告示)

第21条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (2) 第4条第1項の規定による利用（同項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設に係るものを除く。）に係る事務を行わない日は、規則で定める日であること。
 - (3) 第4条第1項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設の開場時間並びに同項第2号カに掲げる施設の開所時間は、規則で定める時間であること。
 - (4) 港湾の施設の維持管理を適切に行うこと。
 - (5) 港湾の施設の利用に関する調整等を適切に行うこと。
 - (6) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - (2) 指定管理業務の実施に関する事項
 - (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第23条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- (2) 第20条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(利用料金の納付)

第24条 第4条第1項の規定による指定管理者の承認を受けた者は、別表第3に掲げる当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。
- 3 前項の利用料金（駐車場利用料金を除く。）は、前納とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを後納させることができる。
- 4 駐車場利用料金は、駐車場の利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 別表第3に定める額の変更については、第11条第4項の規定を準用する。

(利用料金の減免)

第25条 次に掲げる車両については、前条第1項の規定にかかわらず、駐車場利用料金を免除する。

- (1) 港湾に係る公務のための車両
- (2) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための車両
- (3) その他あらかじめ知事が特に指定した車両

2 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第26条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の事情により施設を利用することができないと認めるときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第27条 指定管理者は、第17条第1項各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の規定による承認（湘南港にあつては第4条第1項第1号イ、ウ、オ、カ及びキに掲げる施設に係るもの、葉山港にあつては同項第2号ア、エ、オ、カ及びキに掲げる施設に係るものに限る。）を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

2 指定管理者は、港湾の施設（湘南港にあつては法第2条第5項第4号に規定する道路及び橋りょう並びに法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設、葉山港にあつては法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。）の管理上特に必要があると認めるときは、当該港湾の施設の全部又は一部の利用を中止させ、又はその利用の方法を変更させることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反した者
- (2) 第15条又は第16条の規定による指示、命令又は処分に従わない者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万5,000円以下の過料に処する。

- (1) 第9条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第10条第1項の規定による承認を受けないで権利を譲渡した者

第30条 詐欺その他不正の行為により第11条第1項又は第2項に規定する利用料又は使用料の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。

(過怠金)

第31条 詐欺その他不正の行為により占用料等の全部又は一部の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は平成25年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 港湾の設置及び管理等に関する条例第20条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、第2条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例第24条第2項、第25条第2項及び別表第3の規定の例により、知事の承認を得ることができる。

別表第1 (第11条関係)

1 岸壁利用料

岸壁利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)に1を加えた率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

港湾名	施設名	利用の期間	利用料
湘南港	本船岸壁	1日以内	12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額
		1日を超え10日以内	99円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに99円を加算した額
		10日を超え1箇月以内	279円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに279円を加算した額
		1箇月を超え3箇月以内	789円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに789円を加算した額
		3箇月を超え6箇月以内	1,467円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに1,467円を加算した額
		6箇月を超え1箇年以内	1,806円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに1,806円を加算した額
大磯港	西岸壁	3時間以内	8円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに8円を加算した額
	中央岸壁	3時間を超える期間	係留時間24時間までごとに、12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額
	東岸壁		
真鶴港	漁船物揚場	3時間を超える期間	係留時間24時間までごとに、12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額
	漁船船揚場		
	第二物揚場 第四物揚場 第五物揚場		

2 係留料

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者 船長	1箇月未満		1箇月以上1箇年未満		1箇年	
			1日		1箇月		1箇年	
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
湘南港	南物揚場	6メートル以下のもの	2,010円	2,450円	34,710円	41,660円	378,530円	454,220円
	中央物揚場 北物揚場	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,730円	3,320円	45,140円	54,100円	491,980円	590,390円

浮棧橋	6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,880円	3,460円	49,040円	58,880円	547,270円	656,660円	
	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	3,320円	4,040円	55,550円	66,690円	607,330円	728,730円	
	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,740円	4,480円	61,780円	74,070円	673,440円	808,170円	
	8メートルを超え8.5メートル以下のもの	4,180円	5,060円	69,740円	83,620円	760,270円	912,360円	
	8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,620円	5,480円	78,130円	93,750円	851,740円	1,022,050円	
	9メートルを超え9.5メートル以下のもの	5,060円	6,060円	84,210円	100,980円	919,600円	1,103,520円	
	9.5メートルを超え10メートル以下のもの	5,330円	6,350円	90,280円	108,380円	985,870円	1,183,120円	
	10メートルを超えるもの	5,330円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに410円を加算した額	6,350円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに570円を加算した額	90,280円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,060円を加算した額	108,380円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに7,220円を加算した額	985,870円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに65,830円を加算した額	1,183,120円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに79,570円を加算した額	
湘南港	漁船物揚場	4メートル以下のもの	570円	710円	9,970円	12,000円	109,240円	130,950円
	漁船船揚場	4メートルを超え4.5メートル以下のもの	710円	850円	12,720円	15,330円	138,460円	166,100円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	850円	1,150円	15,610円	18,790円	170,750円	204,890円
		5メートルを超え5.5メ	1,150円	1,430円	18,660円	22,420円	202,870円	243,390円

一ト以下 のもの								
5.5メートル を超え6メ ートル以下 のもの	1,290円	1,570円	21,540円	25,890円	234,850円	281,870円		
6メートル を超え6.5メ ートル以下 のもの	1,430円	1,730円	24,010円	28,780円	261,610円	314,010円		
6.5メートル を超え7メ ートル以下 のもの	1,570円	1,870円	26,890円	32,260円	293,730円	352,490円		
7メートル を超え7.5メ ートル以下 のもの	1,870円	2,310円	30,800円	37,030円	336,290円	403,570円		
7.5メートル を超え8メ ートル以下 のもの	2,150円	2,580円	35,720円	42,820円	389,830円	467,820円		
8メートル を超え8.5メ ートル以下 のもの	2,450円	2,880円	40,640円	48,740円	444,390円	533,230円		
8.5メートル を超え9メ ートル以下 のもの	2,880円	3,460円	49,040円	58,880円	534,960円	641,900円		
9メートル を超え9.5メ ートル以下 のもの	3,160円	3,740円	53,820円	64,520円	587,350円	704,850円		
9.5メートル を超え10メ ートル以下 のもの	3,460円	4,180円	58,740円	70,450円	640,880円	769,100円		
10メートル を超えるもの	3,460円に 10メート ルを超え る0.5メ ートルま でごとに 270円を 加算した 額	4,180円に 10メート ルを超え る0.5メ ートルま でごとに 410円を 加算した 額	58,740円 に10メ ートルを 超える 0.5メ ートルま でごとに 4,910円 を加算し た額	70,450円 に10メ ートルを 超える 0.5メ ートルま でごと に5,770 円を加算 した額	640,880 円に10 メートル を超える 0.5メ ートルま でごと に53,530 円を加算 した額	769,100 円に10 メートル を超える 0.5メ ートルま でごと に63,660 円を加算 した額		
葉山 港	西物揚 場	6メートル 以下のもの	1,650円	2,020円	28,630円	34,360円	312,290円	374,720円

西中央 物揚場 西船揚 場	6メートル を超え6.5メ ートル以下 のもの	2,220円	2,660円	37,230円	44,630円	405,870円	487,060円	
	東物揚 場	6.5メートル を超え7メ ートル以下 のもの	2,360円	2,830円	40,440円	48,560円	451,490円	541,730円
	東中央 物揚場	7メートル を超え7.5メ ートル以下 のもの	2,720円	3,320円	45,820円	55,020円	501,020円	601,190円
	東船揚 場	7.5メートル を超え8メ ートル以下 のもの	3,090円	3,680円	50,960円	61,100円	555,590円	666,740円
	南物揚 場	8メートル を超え8.5メ ートル以下 のもの	3,440円	4,150円	57,530円	68,990円	627,230円	752,690円
		8.5メートル を超え9メ ートル以下 のもの	3,800円	4,520円	64,440円	77,350円	702,680円	843,180円
		9メートル を超え9.5メ ートル以下 のもの	4,150円	4,990円	69,460円	83,300円	758,640円	910,400円
		9.5メートル を超え10メ ートル以下 のもの	4,410円	5,230円	74,470円	89,390円	813,350円	976,050円
		10メートル を超えるも の	4,410円に 10メート ルを超え る0.5メ ートルま でごとに 340円を 加算した 額	5,230円に 10メート ルを超え る0.5メ ートルま でごとに 450円を 加算した 額	74,470円 に10メ ートルを 超える 0.5メ ートルま でごと に4,990 円を加算 した額	89,390円に 10メート ルを超え る0.5メ ートルま でごと に5,950 円を加算 した額	813,350円 に10メ ートルを 超える 0.5メ ートルま でごと に54,290 円を加算 した額	976,050円に 10メート ルを超え る0.5メ ートルま でごと に65,640 円を加算 した額
	葉山 港	本港浮 栈橋	6メートル 以下のもの	1,800円	2,200円	31,230円	37,480円	340,680円
新港浮 栈橋		6メートル を超え6.5メ ートル以下 のもの	2,420円	2,900円	40,620円	48,690円	442,770円	531,340円
		6.5メートル を超え7メ	2,580円	3,090円	44,120円	52,980円	492,540円	590,980円

		一メートル以下のもの						
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,970円	3,620円	49,990円	60,020円	546,570円	655,840円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,370円	4,020円	55,590円	66,660円	606,100円	727,350円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,750円	4,530円	62,760円	75,260円	684,250円	821,120円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,150円	4,930円	70,300円	84,380円	766,560円	919,830円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,530円	5,440円	75,780円	90,870円	827,610円	993,160円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,810円	5,710円	81,240円	97,520円	887,290円	1,064,780円
		10メートルを超えるもの	4,810円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに370円を加算した額	5,710円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに490円を加算した額	81,240円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,440円を加算した額	97,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,490円を加算した額	887,290円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに59,230円を加算した額	1,064,780円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに71,610円を加算した額
真鶴港	南物揚場	6メートル以下のもの	1,290円	1,570円	20,830円	25,020円	227,180円	272,610円
	北物揚場	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,570円	1,870円	27,040円	32,390円	295,190円	354,230円
	第一物揚場	6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,730円	2,150円	30,080円	36,160円	328,320円	394,020円
	第三物揚場	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,010円	2,450円	33,410円	40,070円	364,350円	437,290円
	第六物揚場							
	南船揚場							
	北船揚場							

船舶修理施設	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,450円	2,880円	37,030円	44,410円	404,160円	485,050円
	8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,730円	3,320円	41,800円	50,200円	456,090円	547,270円
	8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,160円	3,740円	46,870円	56,280円	511,080円	613,240円
	9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,320円	4,040円	50,480円	60,620円	551,750円	662,160円
	9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,600円	4,320円	54,240円	65,090円	591,560円	709,770円
	10メートルを超えるもの	3,600円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに270円を加算した額	4,320円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに410円を加算した額	54,240円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに3,740円を加算した額	65,090円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,320円を加算した額	591,560円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに39,490円を加算した額	709,770円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに47,310円を加算した額

- 備考 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
- 2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
- 3 利用の期間が4時間に満たない場合における係留料は、1日の係留料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用の期間が1日に満たない場合（4時間に満たない場合を除く。）又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。
- 5 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。
- 6 船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶により、出港又は帰港の際に、港湾（当該承認に係る港湾に限る。）の施設を一時的に利用する場合には、係留料は徴収しない。

2の2 荷さばき地利用料

荷さばき地利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	利用料
大磯港	西荷さばき地	1平方メートル1日につき 12円
	漁船荷さばき地	
真鶴港	南荷さばき地	1平方メートル1日につき 12円
	西荷さばき地	

備考 1 平方メートル若しくは1日に満たない場合又はこれらに端数が生じた場合は、それぞれ1平方メートル又は1日として計算する。

3 陸置料

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者 船長	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年	
			1 日		1 箇月		1 箇年	
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
湘南港	船舶保管地	4メートル以下のもの	850円	990円	12,280円	14,750円	143,820円	172,620円
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	990円	1,150円	15,610円	18,790円	170,310円	204,310円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	1,150円	1,430円	19,230円	23,140円	210,250円	252,350円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,290円	1,570円	22,850円	27,480円	249,600円	299,530円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,570円	1,870円	26,470円	31,820円	289,110円	346,990円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,730円	2,010円	29,510円	35,440円	322,110円	386,500円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,010円	2,450円	31,540円	37,890円	361,460円	433,820円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,310円	2,730円	37,890円	45,420円	414,000円	496,760円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,580円	3,160円	43,970円	52,810円	479,840円	575,770円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,020円	3,600円	50,060円	60,030円	546,830円	656,240円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,600円	4,320円	61,190円	73,490円	667,660円	801,230円

		の						
		9メートルを 超え9.5メー トル以下のも の	3,890円	4,620円	66,260円	79,570円	722,790円	867,360円
		9.5メートル を超え10メー トル以下のも の	4,320円	5,200円	72,340円	86,800円	788,630円	946,370円
		10メートルを 超えるもの	4,320円に 10メー トルを超え る0.5メー トルまで ごとに350 円を加算 した額	5,200円に 10メー トルを超え る0.5メー トルまで ごとに410 円を加算 した額	72,340円 に10メー トルを超 える0.5メ ートルま でごとに 6,060円を 加算した 額	86,800円に 10メー トルを超 える0.5メ ートルま でごと に7,220円 を加算した 額	788,630円 に10メー トルを超 える0.5メ ートルま でごと に65,830円 を加算した 額	946,370円 に10メー トルを超 える0.5メ ートルま でごと に78,990円 を加算した 額
葉山 港	船舶保 管地	4メートル以 下のもの	700円	810円	10,130円	12,150円	118,650円	142,410円
		4メートルを 超え4.5メー トル以下のも の	810円	930円	12,870円	15,510円	140,490円	168,550円
		4.5メートル を超え5メー トル以下のも の	930円	1,180円	15,860円	19,070円	173,440円	208,190円
		5メートルを 超え5.5メー トル以下のも の	1,050円	1,290円	18,850円	22,660円	205,920円	247,110円
		5.5メートル を超え6メー トル以下のも の	1,290円	1,540円	21,820円	26,240円	238,510円	286,260円
		6メートルを 超え6.5メー トル以下のも の	1,410円	1,650円	24,330円	29,220円	265,730円	318,850円
		6.5メートル を超え7メー トル以下のも の	1,650円	2,020円	26,010円	31,250円	298,190円	357,890円
		7メートルを 超え7.5メー トル以下のも の	1,900円	2,250円	31,250円	37,460円	341,530円	409,820円
		7.5メートル	2,130円	2,600円	36,260円	43,560円	395,850円	475,010円

を超え8メートル以下のもの						
8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,480円	2,950円	41,280円	49,530円	451,140円	541,380円
8.5メートルを超え9メートル以下のもの	2,950円	3,560円	50,470円	60,630円	550,810円	661,010円
9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,210円	3,800円	54,670円	65,640円	596,310円	715,570円
9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,560円	4,270円	59,660円	71,590円	650,620円	780,740円
10メートルを超えるもの	3,560円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに250円を加算した額	4,270円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに290円を加算した額	59,660円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,460円を加算した額	71,590円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,310円を加算した額	650,620円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに48,480円を加算した額	780,740円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに58,190円を加算した額

- 備考 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
- 2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
- 3 利用の期間が1日に満たない場合又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。
- 4 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。

4 駐車場利用料

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車及び自動二輪車	普通自動車	大型自動車
湘南港	臨港道路附属駐車場	(港湾施設利用者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき400円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき800円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,600円とする。
		(その他の者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とす	(その他の者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とす	(その他の者) 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,000円とす

		る。	る。	る。
--	--	----	----	----

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
 3 港湾施設利用者とは、第4条第1項第1号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
 4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下、この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

5 船舶給水料

船舶給水料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	給水料
湘南港	船舶給水施設	1立方メートルにつき 457円
大磯港	船舶給水施設	1立方メートルにつき 457円

備考 1 1立方メートルに満たない場合又はこれに端数がある場合は、1立方メートルとして計算する。

2 給水量は、所定の量水器により計量する。ただし、量水器の故障により給水量が明らかでないときは、知事の認定するところによる。

5の2 船舶修理施設利用料

船舶修理施設利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	利用料
真鶴港	船舶修理施設	1日につき12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額

備考 利用の期間が1日に満たない場合又はその期間に1日未満の端数がある場合は、その満たない期間又はその端数は、1日として計算する。

6 クレーン利用料

港湾名	施設名	種別	利用料	
湘南港	固定式荷役機械	3トン	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき2,710円
			1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき1,690円
		20トン	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき5,070円
			1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき3,170円

備考 1箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、クレーン利用料は徴収しない。

7 専用利用料

専用利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第5条第1項の規定による承認の期間が1箇月以上である第一種電柱、第二種電柱、第三種電柱、第一種電話柱、第二種電話柱、第三種電話柱、支線柱、支線、鉄塔、その他の柱類、上空に設ける線類、地

下に設ける線類、管類、さく類及び看板に係る専用利用料の額は、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 土地の専用利用

区分	港湾名	湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港
原状のまま使用するもの		利用面積1平方メートル 1箇月につき 80円	利用面積1平方メートル 1箇月につき 70円
倉庫、物置、小屋その他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		利用面積1平方メートル 1箇月につき 120円	利用面積1平方メートル 1箇月につき 100円
第一種電柱		1本1箇年につき 1,780円	1本1箇年につき 1,630円
第二種電柱		1本1箇年につき 2,740円	1本1箇年につき 2,500円
第三種電柱		1本1箇年につき 3,690円	1本1箇年につき 3,370円
第一種電話柱		1本1箇年につき 1,590円	1本1箇年につき 1,460円
第二種電話柱		1本1箇年につき 2,550円	1本1箇年につき 2,330円
第三種電話柱		1本1箇年につき 3,500円	1本1箇年につき 3,200円
支線柱及び支線		1本（条）1箇年につき 730円	1本（条）1箇年につき 670円
鉄塔		利用面積1平方メートル 1箇年につき 1,640円	利用面積1平方メートル 1箇年につき 1,350円
その他の柱類		1本1箇年につき 160円	1本1箇年につき 150円
上空に設ける線類		長さ1メートル1箇年につき 140円	長さ1メートル1箇年につき 110円
地下に設ける線類		長さ1メートル1箇年につき 70円	長さ1メートル1箇年につき 55円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 70円	長さ1メートル1箇年につき 65円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 100円	長さ1メートル1箇年につき 90円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 150円	長さ1メートル1箇年につき 140円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 200円	長さ1メートル1箇年につき 180円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 290円	長さ1メートル1箇年につき 270円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 390円	長さ1メートル1箇年につき 350円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 670円	長さ1メートル1箇年につき 610円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 960円	長さ1メートル1箇年につき 880円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 1,910円	長さ1メートル1箇年につき 1,750円
	外径が2メートル以上のもの	長さ1メートル1箇年につき 3,820円	長さ1メートル1箇年につき 3,490円
さく類		長さ1メートル1箇年につき 820円	長さ1メートル1箇年につき 630円

	つき	つき
看板	表示面積 1 平方メートル 1 箇年につき 5,520円	表示面積 1 平方メートル 1 箇年につき 2,110円

- 備考 1 第一種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 4 利用面積、利用物件の長さ若しくは表示面積が1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 5 専用利用料の額が年額で定められているものに係る利用の期間が、1箇年未満であるとき又はその期間に1箇年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1箇月未満の端数があるときはその端数は1箇月として計算し、専用利用料の額が月額で定められているものに係る利用の期間が、1箇月未満であるとき又はその期間に1箇月未満の端数があるときは日割りをもつて計算する。
- 6 月数は、利用することができる日（以下「利用開始日」という。）から起算し、利用を終える日の属する月の利用開始日に相当する日の前日までの月数をもつて計算する。
- 7 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

(2) 建物の専用利用

港湾名	施設名	利用料
葉山港	緑道附帯施設	利用面積 1 平方メートル 1 箇年につき 16,490円
	港湾管理事務所	利用面積 1 平方メートル 1 箇年につき 37,290円

- 備考 1 専用利用の期間が、1箇年未満であるとき又はその期間に1箇年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1箇月未満の端数があるときはその端数は1箇月として計算する。
- 2 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

別表第2（第11条関係）

占用料等の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、法第37条第1項第1号の占用の期間が1箇月以上であるものに係る占用料の額は、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

区分	単位	金額	
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占用面積 1 平方メートル 1 年	280円	220円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		620円	490円
第一種電柱		1,780円	1,630円
第二種電柱		2,740円	2,500円

占用	第三種電柱	1本1年	3,690円	3,370円	
	第一種電話柱		1,590円	1,460円	
	第二種電話柱		2,550円	2,330円	
	第三種電話柱		3,500円	3,200円	
	支線柱及び支線	1本(条)1年	730円	670円	
	鉄塔	占用面積1平方メートル1年	1,640円	1,350円	
	その他の柱類	1本1年	160円	150円	
	上空に設ける線類	長さ1メートル1年	16円	15円	
	地下に設ける線類		10円	9円	
	管類		外径が0.07メートル未満のもの	70円	65円
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	100円	90円
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	150円	140円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	200円	180円
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	290円	270円
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	390円	350円
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	670円	610円
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	960円	880円
			外径が1メートル以上2メートル未満のもの	1,910円	1,750円
	外径が2メートル以上のもの		3,820円	3,490円	
さく類			820円	630円	
係船浮標、係船くい及び信号標	1基1年		740円	670円	
看板	表示面積1平方メートル1年	5,520円	2,110円		
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積1平方メートル1月	280円	220円		
土砂の採取	採取量1立方メートル		300円		

- 備考 1 第一種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 4 占用面積、占用物件の長さ、表示面積若しくは土砂の採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき又はこれらの面積、長さ若しくは採取量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。
- 5 占用料の額が年額で定められているものに係る占用の期間が1年未満であるとき又は

その期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算し、占用料の額が月額で定められているものに係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは日割りをもつて計算する。

- 6 月数は、占用することができる日（以下「占用開始日」という。）から起算し、占用を終える日の属する月の占用開始日に相当する日の前日までの月数をもつて計算する。
- 7 占用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。
- 8 海水浴施設、売店及びバンガローの付属施設として設置する電線、水道管その他の付属工作物の占用料は、海水浴施設、売店及びバンガローの占用料の中に含まれるものとする。

別表第3（第24条関係）

1 駐車場利用料金

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車及び自動二輪車	普通自動車	大型自動車
葉山港	臨港道路附属駐車場	（港湾施設利用者） 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき400円とする。	（港湾施設利用者） 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき800円とする。	（港湾施設利用者） 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,600円とする。
		（その他の者） 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とする。	（その他の者） 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とする。	（その他の者） 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,000円とする。
大磯港	臨港道路附属駐車場	1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき500円とする。	1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき1,000円とする。	1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき2,000円とする。

- 備考
- 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
 - 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
 - 3 港湾施設利用者とは、第4条第1項第2号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
 - 4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下、この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

2 港湾管理事務所利用料金

(1) 会議室利用料金

港湾名	施設名	区分	利用料金	
			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
葉山港	港湾管理事務所	会議室A	1時間につき	1時間につき

所		330円	360円
	会議室 B	1 時間につき 400円	1 時間につき 440円
	多目的室 A	1 時間につき 670円	1 時間につき 750円
	多目的室 B	1 時間につき 720円	1 時間につき 800円

(2) 設備利用料金

ア シャワー室利用料金

港湾名	施設名	種別	単位	利用料金
葉山港	港湾管理事務所	シャワー設備	1 回	100円

イ 会議室設備利用料金

港湾名	施設名	種別	単位	利用料金
葉山港	港湾管理事務所	会議室音響セット	1 回	1,400円

備考 1 1 回とは、継続する4時間以内の利用をいう。

2 利用時間が継続して4時間を超える場合のその超える利用時間に係る利用料金は、その超える利用1時間につき、1回の利用料の額に4分の1を乗じて得た額とする。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たない場合又はこれに1時間未満の端数の時間を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

(3) 船具ロッカー利用料金

港湾名	施設名	種別	利用料金	
葉山港	港湾管理事務所	大型	1 箇年につき	12,700円
			1 日につき	400円
		小型	1 箇年につき	6,350円
			1 日につき	200円

6の3 舟艇上下架装置利用料金

港湾名	施設名	利用料金	
葉山港	固定式荷役機械	1 回につき	600円

備考 1 箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、舟艇上下架装置利用料金は徴収しない。

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（平成26年4月1日改正施行予定版）

（趣旨）

第1条 この規則は、港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の施行その他港湾の管理並びに港湾法（昭和25年法律第218号）の規定に基づく届出及び通知に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の委任）

第1条の2 次に掲げる事務は、土木事務所長（以下「所長」という。）に委任する。

- (1) 港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項ただし書及び第6条第1項の規定により、行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。
- (2) 条例第4条第1項の規定により、港湾の施設の利用を承認すること（同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。）。
- (3) 条例第5条第1項及び第6条第1項の規定により、次に掲げる専用利用を承認し、及び承認に代わる協議を行うこと。

ア 臨港道路における専用利用（イからオまでに該当するものを除く。）

イ 仮設又は可搬式構造の構築物の設置に係る専用利用（エ及びオに該当するものを除く。）

ウ 原状のまま使用する300平方メートル以下の専用利用

エ 電柱その他の柱類、鉄塔、線類、さく類及び看板の設置に係る専用利用（オに該当するものを除く。）

オ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受け、又は承認に代わる協議を行い設置した構築物に添架する構築物のための専用利用

カ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により知事がした専用利用の承認又は承認に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該承認又は承認に代わる協議に基づく専用利用と同一内容の専用利用

- (4) 条例第9条第2項の規定により、前2号の承認に係る地位承継の届出を受理すること（条例第4条第1項第1号イ、ウ、オ、カ及びキ、第2号ア、エ、オ、カ及びキ、第3号並びに第4号に掲げる施設における同項の承認に係るものを除く。）。
- (5) 条例第10条第1項の規定により、第2号及び第3号の承認に係る権利の譲渡を承認すること（条例第4条第1項第1号イ、ウ、オ、カ及びキ、第2号ア、エ、オ、カ及びキ、第3号並びに第4号に掲げる施設における同項の承認に係るものを除く。）。
- (6) 条例第12条第2項の規定により条例第4条第1項の承認及び第3号の承認に係る利用料を減免し、並びに条例第12条第2項第2号の規定により構築物を港湾の機能を助長する施設として特に認めること。
- (7) 条例第12条第3項の規定により、第14号の許可に係る占用料等を減免すること。
- (8) 条例第13条ただし書の規定により、第2号及び第3号の承認に係る利用料並びに第14号の許可に係る占用料等を還付すること。
- (9) 条例第14条の規定により、船舶の入出港の届出を受理すること。
- (10) 条例第15条の規定により、係留場所、駐車場所及び滞留場所を指示し、並びにこれらの変更を命ずること。
- (11) 条例第16条の規定により、港湾の施設の一部の利用の禁止及び制限をすること。
- (12) 条例第17条第1項及び第2項第1号から第3号までの規定により、許可及び承認の取消し等の監督処分を行うこと。ただし、第1号から第3号まで及び第5号の許可、承認及び協議に係るものに限る。
- (13) 条例第30条の規定により、過料を科すること。
- (14) 港湾法（以下「法」という。）第37条第1項及び第3項の規定により、次に掲げる行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。

ア 公共空地の占用

イ 仮設又は可搬式構造の工作物の設置に係る水域の占用

ウ 原状のまま使用する2,000平方メートル以下の水域の占用

エ 法第37条第1項又は第3項の規定により知事がした港湾区域内の水域の占用の許可又は許可に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該許可又は許可に代わる

協議に基づく占有と同一内容の占有

オ 1,000立方メートル以下の土砂の採取

カ 係留施設、用水きよ又は排水きよの建設及び改良

キ 汚水等の廃物の投棄

(15) 法第56条の4第1項の規定により、同項第2号又は第3号に該当する者（前号の規定による所長の許可を受けた者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等及び許可の取消し等の監督処分を行い、並びに法第37条第1項の規定に違反した者（同項第1号の規定に違反した者については、公共空地を許可なく占有した者、仮設又は可搬式構造の工作物の設置のために許可なく水域を占有した者及び許可なく水域を原状のままに占有した者のうち違反行為発見時における当該原状のままの占有の面積が2,000平方メートル以下の面積を占有した者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等の監督処分を行うこと。

(16) 法第56条の4第2項の規定により、前号に掲げる事務に関し、必要な措置を自ら行い、及び命じた者に行わせること。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第3条第1項ただし書の規定による行為の許可を受けようとする者は、港湾施設内における行為許可申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

(利用の承認の申請)

第3条 次の各号に掲げる港湾の施設の利用の承認を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を所長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条第1項第1号アに掲げる施設 岸壁利用承認申請書（第2号様式）

(2) 条例第4条第1項第1号エ並びに第2号イ及びウに掲げる施設 1箇月以上の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては係留施設利用承認申請書（第3号様式）、1箇月未満の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては臨時係留施設利用承認申請書（第4号様式）

(専用利用の承認の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けようとする者は、港湾施設専用利用承認申請書（第5号様式）を知事（第1条の2第3号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長）に提出しなければならない。

(湘南港の施設の専用利用の承認等の基準)

第5条 湘南港における条例第5条第2項に規定する風致を著しく害するおそれがあるときは、次に掲げるときとする。

(1) 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に著しく調和しないものであるとき。

(2) 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第1左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当しないものであるとき。

2 湘南港における地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による施設の使用については、その内容が次の各号に該当するものである場合に限り、これを許可することができるものとする。

(1) 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に調和するものであるとき。

(2) 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第2左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当するものであるとき。

(3) 港湾の開発又は利用に著しい支障を及ぼすおそれがないものであるとき。

(利用料の徴収時期)

第6条 条例第11条第1項の規定による利用料（条例第4条第1項の規定による利用に係るものに限る。）は、前納とする。ただし、荷さばき地利用料及び船舶修理施設利用料については承認の日から起算して20日以内に、駐車場利用料については当該利用が終了した後、速やかに精算し納付しなければならない。

第7条 削除

(出港届の時期の特例)

第8条 条例第14条の規定による入港の届出を行う場合において、出港の日時があらかじめ定められているときは、入港の届出と同時に届出を行うことができる。この場合において、届け出た後に届出の日時に変更があつたときは、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

(指定管理者指定申請書)

第9条 条例第19条第1項に規定する申請書は、港湾指定管理者指定申請書(第6号様式)とする。

(指定管理者の指定の基準)

第10条 条例第20条第10号に規定する規則で定める基準は、申請者である法人その他の団体の役員等が、港湾の振興について熱意と識見を有していることとする。

(利用の事務を行わない日)

第11条 条例第4条第1項の規定による利用(同項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設に係るものを除く。)に係る事務(以下「利用の事務」という。)を行わない日は、港湾の区分に応じて、別表第3に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、利用の事務(条例第4条第1項第1号エ及び第2号イに掲げる施設に係るものを除く。以下この項において同じ。)を行わない日を臨時に変更し、又は臨時に利用の事務を行わない日を定めることができる。

(駐車場の開場時間)

第12条 臨港道路附属駐車場の開場時間は、港湾の区分に応じて、次の各号に掲げる時間とする。

(1) 湘南港 午前5時から午後9時30分まで

(2) 葉山港 午前5時から午後10時まで

(3) 大磯港 午前5時から午後10時まで(4月1日から9月30日までの間にあつては、午前4時から午後10時まで)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開場時間を臨時に変更することができる。

(港湾管理事務所の開所時間)

第12条の2 港湾管理事務所の開所時間は、午前8時から午後6時まで(7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の祝日等」という。)にあつては、午前7時30分から午後7時まで)とする。ただし、会議室A、会議室B、多目的室A及び多目的室Bにあつては、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開所時間を臨時に変更することができる。

(利用料金の承認の申請)

第12条の3 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

(占用等の許可の申請)

第13条 法第37条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を知事(第1条の2第14号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長)に提出しなければならない。

(1) 法第37条第1項第1号に掲げる行為 水域(公共空地)占用許可申請書(第7号様式)

(2) 法第37条第1項第2号に掲げる行為 土砂採取許可申請書(第8号様式)

(3) 法第37条第1項第3号に掲げる行為 工事許可申請書(第9号様式)

(4) 法第37条第1項第4号に掲げる行為のうち港湾法施行令(昭和26年政令第4号。以下「政令」という。)第14条第2号に規定する行為 廃物投棄許可申請書(第10号様式)

(廃物の指定)

第14条 政令第14条第2号に規定する知事が指定する廃物は、汚水、残さい、残土その他これらに類する物とする。

(書類の経由及び部数)

第15条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類(第9条に規定する申請書を除く。)並びに法第38条の2及び法第56条の3の規定に基づく届出又は通知は、当該港湾又は水域を管轄する所長を経由して正副2部を提出しなければならない。

(港湾審議会の委員)

第16条 神奈川県港湾審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学識経験がある者、県議会議員、関係市町長及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期

間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を行う。

(審議会の会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第19条 審議会の庶務は、県土整備局河川下水道部砂防海岸課において処理する。

(審議会への委任)

第20条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(実施細目)

第21条 この規則に定めるもののほか、港湾の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年神奈川県条例第38号）附則第2項の規定による承認のうち同条例第2条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）第24条第2項及び別表第3の規定の例による承認については、改正後の第12条の3の規定の例による。

別表第1（第5条関係）

施設の名称	用途	基準	
		高さ	敷地面積に対する割合
臨港道路付属駐車場	駐車場関連施設	3メートル以下	100分の1以内
漁船荷さばき地	蓄養池、油倉庫、漁具倉庫及びこれらの関連施設	3メートル以下	100分の4以内
貯油所	貯油タンク（地下に設けるものに限る。）、船舶給油施設及びこれらの関連施設	3メートル以下	100分の80以内

別表第2（第5条関係）

施設の区分	用途	基準	
		高さ	敷地面積に対する割合
船舶保管地	ヨットクラブハウス、船舶修理施設、公衆便所、焼却炉及びこれらの関連施設	14メートル以下	100分の25以内
旅客待合所	旅客待合所、手荷物取扱所及びこれらの関連施設	10メートル以下	100分の40以内
中央緑地	公衆便所、公衆電話、公園施設、上水道ポンプ場、下水ポンプ場、消防器具保管施設及びこれらの関連施設	4メートル以下	100分の20以内
北緑地	バス停車場、公衆便所、公衆電話、公園施設及びこれらの関連施設	4メートル以下	100分の5以内

別表第3（第11条関係）

港湾の区分		利用の事務を行わない日
湘南港	本船岸壁	(1) 火曜日（4月29日から5月5日まで及び6月1日から8月31日まで）

	南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋 船舶保管地 船舶給水施設 固定式荷役機械	での間を除く。以下この項において同じ。)ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 5月6日以降の最初の水曜日
	漁船物揚場 漁船船揚場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日((2)に掲げる日を除く。)
葉山港	西物揚場 西中央物揚場 西船揚場 本港浮棧橋 新港浮棧橋 南物揚場 船舶保管地 港湾管理事務所 固定式荷役機械	(1) 火曜日(7月1日から8月31日までの間を除く。以下この項において同じ。)ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	東物揚場 東中央物揚場 東船揚場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日((2)に掲げる日を除く。)
大磯港及び真鶴港		(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日((2)に掲げる日を除く。)

様式略